

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 5年 5月 29日

千葉県知事
熊谷 俊人 殿

提出者番号 283-0112

住 所 千葉県山武郡九十九里町藤下773-1

氏 名 昭永ケミカル株式会社 千葉工場
千葉工場長 山見 浩

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0475-76-4121

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	昭永ケミカル株式会社 千葉工場
事業場の所在地	千葉県山武郡九十九里町藤下773-1
計画期間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：製造業 中分類：化学工業
②事業の規模	前年度の製造品出荷額 34億円
③従業員数	69人 (正社員65人、常勤関係職員4人)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre>graph LR A[原料仕込前] --> B[洗浄溶剤] B --> C1[委託処理 中間処理:後期] B --> C2[委託処理 中間処理:混合・油水分離・中和] B --> C3[委託処理 中間処理:初期] B --> C4[委託処理 中間処理:混合・油水分離・中和] C1 --> D1[委託処理 最終処分:埋立] C2 --> D2[委託処理 最終処分:外販・再生] C3 --> D3[委託処理 最終処分:埋立] C4 --> D4[委託処理 最終処分:外販・再生]</pre>

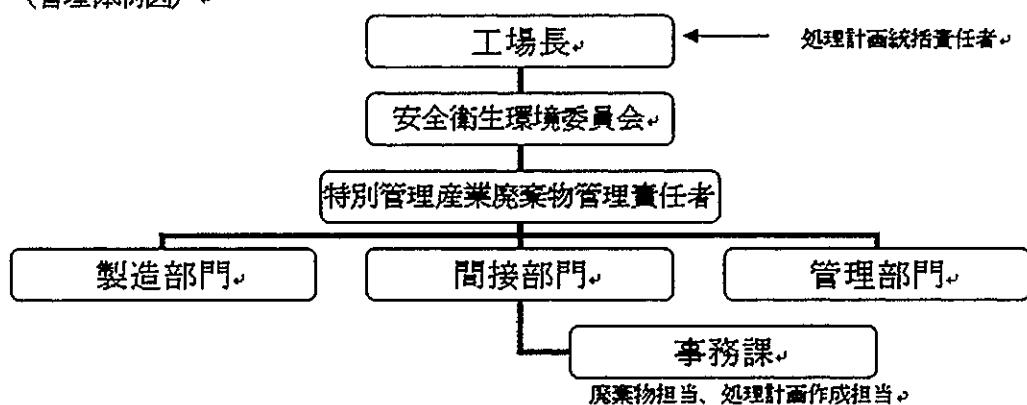


(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油		
		排 出 量	175 t	t
(これまでに実施した取組)		<ul style="list-style-type: none"> ・工程内洗浄溶剤のリサイクル推進 ・不良品発生の防止の為のヒューマンエラー防止教育 ・濾過機変更によるロス削減 ・同一製品の異ロットを連続製造可能な様に得意先への交渉、工程組みの工夫を行い、製品切り替え時の塗料ロス、洗浄溶剤を削減 		
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油		
	排 出 量	165 t	t	
(今後実施する予定の取組)		<p>工場内の保管場所の変更に伴い残念ながら廃塗料の排出量が増えてしまったが、增加分はリサイクル原料とする事ができた。昨今、固形燃料の原料としての問合せが多くなっているので有価物としての買取への切り替えへと働きかけをしていく。また、工程内だけではなく工場内の各製造所間での溶剤リサイクルを増やし排出量を減らしたい。</p>		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

		(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
①現状	廃塗料と洗浄溶剤を分別し、さらに洗浄溶剤をクリヤー塗料系、油性塗料系で分別している。熱回収から再生利用になるように排出先を調整している。		
		(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		残渣の負担が大きい時があると廃溶剤の再生を委託している業者から指摘を受けた事があるので、廃塗料、廃溶剤の分別を徹底するとともに内容物による分別を進める事でリサイクル・買取を増やしつつ廃棄物を減らしていきたい。	
②計画			

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】			
特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油		
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t		t
(これまでに実施した取組)			
【目標】			
特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油		
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t		t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】			
特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油		
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t		t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t		t
(これまでに実施した取組)			
【目標】			
特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油		
自ら熱回収を行いう特別管理産業廃棄物の量	t		t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t		t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】			
特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油		
自ら埋立処分を行つた 特別管理産業廃棄物の量	t		t
①現状 (これまでに実施した取組)			
【目標】			
特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油		
自ら埋立処分を行つう 特別管理産業廃棄物の量	t		t
②計画 (今後実施する予定の取組)			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】			
特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油		
全処理委託量	175	t	t
優良認定処理業者への 処理委託量	175	t	t
再生利用業者への 処理委託量	160	t	t
認定熱回収業者への 処理委託量		t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	15	t	t
①現状 (これまでに実施した取組) 排出先の変更を検討した結果、焼却処分だった認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量を減らし、再生利用業者への処理委託量にすることことができた。			

(第5面)

		【目標】				
②計画		特別管理産業廃棄物の種類		燃えやすい廃油		
全処理委託量		165 t		t		
優良認定処理業者への 処理委託量		165 t		t		
再生利用業者への 処理委託量		150 t		t		
認定熱回収業者への 処理委託量		t		t		
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		15 t		t		
(今後実施する予定の取組)						
引き続き、廃溶剤・廃塗料の分別方法などを検討し再生利用業者へ排出できるようにしていく、できれば有価物への切り替えを目指す。また、工程内のみではなく製造所間での洗浄溶剤の再利用の広めていく事で排出量の削減を目指す。						
電子情報処理組織の使用 に関する事項		【前年度（令和4年度）実績】				
		特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	175	t		
(今後実施する予定の取組等)						
電子マニフェスト利用100%を目指す為、新規取引時にも条件の一つとして提示していく。						
※事務処理欄						

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。